

第24回会議 **報告事項** **別紙**

西伯町・会見町合併協議会

平成16年3月30日

(西伯町の番号)
(会見町の番号)
平成16年4月1日

鳥取県知事 片山善博様

西伯町長 坂本昭文

会見町長 三鴨英輔

西伯郡西伯町及び同郡会見町の廃置分合について(申請)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成16年10月1日から西伯郡西伯町及び同郡会見町を廃し、その区域をもって「南部町」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 第1 廃置分合を必要とした理由及び経緯の概要
- 第2 新町の名称及び新事務所の位置
- 第3 関係町の議会の議決書及び会議録の写し
- 第4 協議書の写し
- 第5 合併協定書(新町まちづくり計画を含む)
- 第6 関係町の現況表
- 第7 関係図面

第1 廃置分合を必要とした理由及び経緯の概要

1 町の廃置分合を必要とした理由

(1) 位置と地勢

新町は、鳥取県の西端に位置し、北は米子市、東は岸本町・溝口町、南は日南町・日野町、西は島根県とそれぞれ接している。

鳥取県西部圏域の中心地の米子市まで約10km、県庁所在地の鳥取市から西へ約100km、隣県である島根県の県庁所在地松江市から南東に約35kmの位置にある。

地勢は、新町の北側には要害山（ようがいさん）を挟んで平地・丘陵地が広がり、水田地帯と樹園地が形成されており、南側は日野郡に連なる山地となっている。

中心からやや西よりを、上流部に人造湖である緑水湖を形成しながら法勝寺川が南北に貫流し、これに東長田川、朝鍋川などが合流し、北側の米子市へ流れ下っている。

(2) 面積

新町は、東西約12.3km、南北約17.4km、面積は114.03km²となる。

土地の利用状況を見ると、山林・原野が全体の約42%を占め、農用地が14.2%、宅地が2.3%（平成14年固定資産概要調書参考）で、里山と自然林、人造湖と川など、人間の営みが自然と調和した美しい景観をなす地域である。

(3) 人口と世帯

平成12年の国勢調査によると、新町の総人口は12,210人で、平成7年の国勢調査に比べ、135人、1.1%減少している。

また、平成16年3月末の住民基本台帳では12, 人、平成11年3月末と比較すると、 となっている。

1世帯当たりの人口は、国勢調査では平成7年が3.82人で平成12年が3.60人、住民基本台帳では平成10年が3.55人で、平成16年が3.38人と、いずれの指標から見ても核家族化が進んでいる。

年齢階層別人口は、平成7年は年少人口が15.03%、生産年齢人口が62. 。

50%、老年人口が22.47%であったが、平成12年度ではそれぞれ13.42%、60.76%、25.79%となっており、少子高齢化傾向にある。

(4) 両町の沿革

西伯町 明治22年：会見郡天津村、大国村、法勝寺村、東長田村、上長田村として発足

昭和30年：西伯郡天津村、大国村、法勝寺村、東長田村、上長田村が合併し、西伯町を設置

会見町 明治22年：会見郡手間村、賀野村として発足

昭和30年：西伯郡手間村が幡郷村大字諸木を編入(3月)

西伯郡手間村と賀野村が合併し、会見町を設置(4月)

(5) 廃置分合を必要とした理由

西伯町と会見町は、いわゆる「南部地域」にあって、歴史的・文化的に深い繋がりを有し、昭和の大合併時点でも一つの町になろうとした動きもあった。

両町は、共に昭和30年に発足して以来、隣接する自治体として、ごみ処理や介護保険事業、土地開発公社の運営等を共同で実施し住民福祉の向上に努めてきた。

これからの自治体には、生活圏の広域化や高齢化社会の進展による行政需要の増大、地方分権の進展などに伴い、簡素で効率的な行政運営の確立や、より主体的な行政運営の推進の必要性など、さまざまな課題が生じている。

また、生活者である住民にとって、真に必要な分野においてより質の高いきめ細やかな行政サービスの展開が求められている。

一方、個人でできることは個人で、地域でできることは地域でといった行政と住民との健全な役割分担を画していくことも重要な課題となっている。

このような背景の中、日本の多くの中山間地域と同様に、西伯町・会見町でも過疎化が進行しコミュニティの崩壊を招くおそれが生じている。

このため、中山間地域を条件不利地域としてのみ捉えるのではなく、下流部の都市地域が受ける恩恵をはじめ、自然との共生思想に基づく新たな生活空間として再評価することが期待されるなか、西伯町と会見町が合併することにより、一体的・計画的に行政を推進し、広域的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、福祉・保健・医療、生活環境など住民に身近な行政サービス分野の充実を図っていくとするものである。

2 配置分合に至る経緯及びその概要(合併協議会設置までの経緯を含む。)

平成12年4月の「地方分権一括法」施行により、これまでの中央集権システムから、本格的な地方分権時代への第一歩が踏み出され、西伯町・会見町においても、自己決定・自己責任による自治体運営への模索が始まった。

加えて、同年12月に鳥取県が「市町村合併についての考え方」を提示されるに至り、来るべき地方分権時代へのソフトランディングを図るため、合併が一つの有力な手法として意識されるようになってきた。

翌平成13年7月には、西伯・会見・岸本・溝口4町の総務課長レベルで合併に関する研究会を、鳥取県西部地区14市町村の合併担当課長で「西部地域振興協議会合併等問題勉強会」をそれぞれ設置し、行財政の内容の調査・分析に着手した。

同年12月には、これら調査・分析の結果が報告書としてまとめられた。

これを承け、両町では平成14年2月から、これら報告内容を要約した資料を全戸に配布すると共に、住民説明会を順次開催した。

また、同年の6月定例議会において、両町長が西伯・会見・岸本・溝口の4町合併を目指すとの方針を表明した。

同年7月には、西伯町において合併に関する地区懇談会参加者に意向調査を実施したところ、4町合併支持が61.3%となった。

しかしながら、同年8月に、米子市長が西部14市町村での合併協議会設立を呼びかけられた。この後、10月には岸本町長が「米子市を含む周辺市町村との対等合併方針」を、11月には溝口町長が岸本町と同一歩調を取ることを表明され、4町合併は困難となった。

この結果を承け、両町議会の合併関係問題を所管する特別委員会は、西伯町・会見町の2町合併を目指す方針を決定した。なお、この直後に西伯町で実施された合併に関する住民懇談会への参加者にアンケートを実施(回答134名)したところ、60%が2町合併を支持した。また、会見町が実施した住民説明会では、特に異論がなく、2町合併の方針が支持されたとの感触を得た。

そして、12月9日には両町の行政関係者及び議会議長等関係者が会合し、「西伯町・会見町合併協議会設立準備会」を設置する方針が決められ、同月25日に両町議会で法定の「西伯町・会見町合併協議会」設置の議決を経て、翌平成15年1月14日、両町長・議会議長及び学識経験者など17名の委員で構成する「西伯町・会見町合併協議会」が設置された。

新町の名称候補を両町の住民や勤務者に公募し、数次にわたる選定過程においてもアンケートの結果や事務局に寄せられた町民の意見を参考にしながら「南部町」に決定した。

また、「新町建設計画」の策定に当たっては、町民有志からなる「まちづくり委員会」を開催し、自由な意見・提言をいただくとともに、住民にアンケートを実施して住民ニーズの方向性を探りながら「南部町まちづくり計画」を策定した。

これらのほか、合併協議会委員自らが町民の意見聴取を行うなど、可能な限り住民の意見を伺いながら、平成16年2月25日までに延べ23回の協議を行い、あらゆる項目について調整を行った。

この間、会見町においては、米子市との合併協議会設置を求める住民請求があり、一度は請求代表者が資格を喪失したため却下となったが、再度起こされた請求により、同年12月28日に投票が実施された。

その結果は、賛成が965票、反対が1,595票で、投票率が77.2%であったことを考慮すると、住民の大多数が2町合併を支持していることが判明した。

そして、平成16年2月26日に合併協定の調印を行い、西伯町にあっては3月26日、会見町にあっては3月25日にそれぞれ合併関連議案が可決された。

第2 新町の名称及び事務所の位置について

1 新町の名称

新町の名称は、「南部町（なんぶちょう）」とする。

2 新町の事務所の位置について

（1）事務所の位置

新町の事務所の位置は、西伯郡西伯町大字法勝寺377番地1とする。

（2）庁舎の位置

新町の庁舎は、次のとおりとする。

- (1) 法勝寺庁舎 西伯郡西伯町大字法勝寺377番地1
- (2) 天萬庁舎 西伯郡会見町天萬558番地

第3 関係町の議会の議決書及び会議録の写し(別紙1のとおり)

- ・ 廃置分合
- ・ 廃置分合に伴う財産処分に関する協議
- ・ 新町の議会の議員の定数に関する協議
- ・ 農業委員会の委員の任期等に関する協議

第4 協議書の写し(別紙2のとおり)

- ・ 廃置分合に伴う財産処分に関する協議書の写し
- ・ 新町の議会の議員の定数に関する協議書の写し
- ・ 農業委員会の委員の任期等に関する協議書の写し

第5 合併協定書(新町まちづくり計画を含む)(別紙3のとおり)

第6 関係町の現況表

別紙 1

第 3

関係町の議会の議決書及び会議録の写し

別紙 2

第 4

協 議 書 の 写 し

別紙 3

第 5

合併協定書（新町まちづくり計画を含む）

市町村現況表

区 分		南部町	合併関係市町村		備考	
			西伯町	会見町		
人 口	平成7年国調	人	12,345	8,366	3,979	
	平成12年国調	人	12,210	8,168	4,042	
	住基台帳	人	12,343	8,190	4,153	平16.3.31
人 口 密 度		人/km ²	108	101	129	平16.3.31
世 帯 数	平成7年国調	戸	3,228	2,202	1,026	
	平成12年国調	戸	3,383	2,272	1,111	
	住基台帳	戸	3,652	2,506	1,146	平16.3.31
人口増加率		%	98.9%	97.6%	101.6%	平12/平7(国調)
区 域	面 積	km ²	114.03	83.08	30.95	平14.10.1
	東 西	km	12.30	8.38	7.30	
	南 北	km	17.38	17.38	6.88	
産 業 状 況	第 一 次 産 業	人	1,029	618	411	平12国調
	第 二 次 産 業	人	2,065	1,347	718	
	第 三 次 産 業	人	3,412	2,291	1,121	
	そ の 他	人	27	27	0	
官 公 署 (名 称)			9	6	3	平16.3現在
中 学 校 以 上 の 学 校	中 学 校		2	1	1	平16.3現在
	高 等 学 校		0	0	0	
	大 学		0	0	0	
文 化 施 設	図 書 館 (名 称)		1	1	0	平15公共施設状況調
	博 物 館 (名 称)		1	1	0	
	公 会 堂 (名 称)		5	5	0	
	そ の 他		3	0	3	
公 営 企 業	上 水 道		1	1	0	平15公共施設状況調
	下 水 道		1	1	0	
	病 院		1	1	0	
	観 光 施 設		0	0	0	
	そ の 他		2	0	2	
県 民 税	納 税 額	円	144,200,000	98,079,000	46,121,000	平15市町村課税状況調
	1 人 当 た り	円	11,585	11,909	10,953	
町 税	納 税 額	円	928,780,000	656,587,000	272,193,000	
	1 人 当 た り	円	74,619	79,722	64,639	
所 得 額	総 額	円	12,849,874,000	8,584,836,000	4,265,038,000	
	1 人 当 た り	円	1,032,367	1,042,355	1,012,833	
前 年 度 予 算 総 額		円	7,049,708,000	4,557,708,000	2,492,000,000	
銀 行 ・ 金 融 機 関	本 店		0	0	0	平16.3現在
	支 店		6	4	2	
会 社 ・ 工 場 (資 本 金 1000 万 円 以 上)			53	30	23	平15課税対象
衛 生 施 設	病 院		1	1	0	平15公共施設状況調
	診 療 所		7	4	3	
娛 楽 施 設	劇 場		0	0	0	平16.3現在
	映 画 館		0	0	0	
交 通 状 態 普 及 状 況	鉄 道 駅 数		0	0	0	平16.3現在
	路 線 Ⅱ ス (路 線 数)		8	5	3	

備考欄には使用した資料の名称及び数値等の時点年月日を記載すること。